二　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　一八　32　三
一　○金融庁、農林水産省　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する件　一八　32　三
二　○消費者庁　消費者安全法第四十六条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件　一七　31　一
一　○消費者庁、国土交通省　日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示　二五　37　一
二　設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件の一部を改正する件　二五　37　二
三　住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件　二五　37　三
四　住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件の一部を改正する件　二五　37　三
一　○復興庁　復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件　一二　28　一
二　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　二八　40　四九
一　○総務省　市町の境界変更の件　一二　二
二　市の境界変更の件　一二　二
三　市町の境界変更の件　一二　二
二八　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一四　三
二九　平成二十五年総務省告示第三百号の一部を訂正する件　二一　三
三〇　平成二十五年総務省告示第三百三号の一部を訂正する件　二一　三
三一　平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件　二一　三
三二　平成二十五年総務省告示第四百十二号の一部を訂正する件　二一　三
三三　平成二十五年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件　二一　三
三四　平成二十五年総務省告示第四百十三号の一部を訂正する件　二一　三
三五　平成二十五年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件　二一　35　一
三六　放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件　二五　37　三
三七　登録認定機関の業務の廃止の届出があった件　二六　二
三八　技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件の一部を改正する件　二六　二
三九　オブジェクト識別子構成要素値を指定した件　二六　三
四〇　小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件　二七　二
四一　地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　二七　二
四二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二七　39　八
四三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二七　39　九
四四　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二七　39　一三
四五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二七　39　一四
四六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二七　39　一四
四七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二七　39　一四
四八　政治資金規正法の規定による政治団体及び保有金の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成五年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五一
五二　政治資金規正法の規定による政治団体及び保有金の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成六年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五一
五三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成七年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五一
五四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（昭和五十九年分～平成八年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五一
五五　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成九年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五一
五六　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五二
五七　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五二
五八　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分）を公表する件の一部を訂正する件　二八　40　五二